



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

92	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
93	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
94	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
95	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	2
96	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	3
97	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
98	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	3
99	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	4
100	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
101	道路の供用開始	( " ).....	5
102	平成28年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	5

### ○ 公告

	入札公告	(教育委員会).....	7
--	------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第92号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年3月25日まで縦覧に供する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成28年1月25日

#### 2 名称

特定非営利活動法人ふれ愛たび倶楽部

#### 3 代表者の氏名

宮井淳彦

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市九番丁4番地の1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や主に高齢者・障害者・疾病患者等に対して、安心・安全・快適な旅行を通して、ゆとりあるライフスタイルを提案・支援する事業を行うことにより、生き甲斐を持てる住民生活向上と活気ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第93号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年1月19日指定した。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話BUNKAタブー 2月号	05375-02	コアマガジン
雑誌	実話BUNKA超タブー vol.11	05376-02	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 2月号	01805-02	鉄人社
コミック	ビーボーイゴールド2016 2月号	17779-02	リブレ出版
コミック	drapドラ 2月号	16695-02	コアマガジン
コミック	恋愛天国パラダイス 2月号	09675-2	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版
コミック	ayaアヤ 2月号	18815-02	宙出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 2月号	18355-02	リブレ出版
月刊誌	CIRCUS MAX 2月号	04099-02	KKベストセラーズ
雑誌	アジアン王国 vol.5	12856-2	ミリオン出版
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.94	02092-2	ぶんか社
月刊誌	エキサイティングマックス! 2月号	02091-2	ぶんか社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定 年月日
株式会社なのはな	橋本市城山台二丁目5-11	訪問看護	訪問看護ステーションなのはな	平成 28.2.1

## 和歌山県告示第95号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業白倉池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年2月8日から同年3月7日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課及び由良町産業建設課

和歌山県告示第96号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年1月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年2月18日まで縦覧に供する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第63号	日高郡日高川町和佐字鎌田1006-1

和歌山県告示第97号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字入谷985の7、996の6
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第98号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第99号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第100号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡由良町大字門前字水谷坪 769番1地先から同町大字衣奈字 大岩1160番2地先まで	旧	4.36 } 50.02	1,096.35	衣奈隧道 L=307.50
同上	新	4.36 } 50.02	1,096.35	衣奈隧道 L=307.50
日高郡由良町大字門前字水谷坪 767番3地先から同町大字衣奈字 大岩1160番2地先まで	新	9.67 } 32.70	641.45	衣奈トンネル L=484.00

## 和歌山県告示第101号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 日高郡由良町大字門前字水谷坪767番3地先から同町大字衣奈字大岩1160番2地先まで

供用開始の期日 平成28年2月7日 午後2時30分

## 和歌山県告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成28年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成28年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

## (2) 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成28年2月5日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者で

ないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。
- (9) 次のいずれかの実績を有する者であること。
  - ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績
  - イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 業務経験等証明書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（9）に掲げる資格を有することを証明する書類

- (2) （1）のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年2月5日（金）から同月25日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年2月5日（金）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年2月5日（金）から同月25日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年3月4日（金）までに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、平成28年3月18日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年3月24日（木）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入 札 公 告

平成28年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成28年度
- (2) 業務の名称  
和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- (3) 業務の内容  
仕様書による。
- (4) 業務履行場所  
仕様書による。
- (5) 履行期間  
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第102号に規定する平成28年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
和歌山県教育庁教育総務局総務課

- (2) 期間

平成28年2月5日（金）から同年3月17日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

#### 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の(1)に同じ。
  - (2) 期間  
3の(2)に同じ。
  - (3) 入札説明書等について質問がある者は、平成28年2月5日（金）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館3階 3-A会議室
  - (2) 日時  
平成28年2月17日（水）午後5時10分
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
5の(1)に同じ。
    - イ 入札日時  
平成28年3月18日（金）午後3時
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
  - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
  - (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
  - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効



本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ア 名称  
和歌山県教育庁教育総務局総務課
  - イ 所在地  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-3642  
ファクシミリ番号 073-432-4517
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2016 - 31 March 2017)
- (2) Date and time for tender :  
3:00 P.M. Friday 18 March 2016
- (3) Contact point for the notice :  
General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,  
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan  
TEL 073-441-3642  
FAX 073-432-4517